



TO:

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 上野真吾様

〒100-8601 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 大手町プレイス イーストタワー

CC:

株式会社国際協力銀行 代表取締役総裁 林信光様

株式会社日本貿易保険 代表取締役社長 黒田篤郎様

独立行政法人国際協力機構 理事長 田中明彦様

2024年10月30日

## 住友商事が関与するモザンビーク・パンダクワ水力発電事業に関する質問書

拝啓

モザンビークの市民社会団体である Justiça Ambiental (JA!) と、フランスの団体である CCFD-Terra Solidaire、また環境団体である FoE Japan は、ともに環境保護やコミュニティの権利保護に取り組んでいます。

過去22年、JA!はモザンビーク中央部のテテ州で活動し、パンダクワ巨大ダム事業の影響を調査、監視、記録するとともに、この事業によって立ち退きの脅威にさらされている地元コミュニティと協力して活動しています。ご存知のとおり、パンダクワダムは植民地時代のものであり、何度も推進されましたが、何度も失敗を繰り返してきました。この事業のリスクと影響に関する懸念は、事業のさまざまな段階を通じて、独立した専門家、学者、多国間機関、地域コミュニティ、市民社会団体を含む複数の関係者によってすでに問題提起されています。

住友商事は、この巨大ダム事業の開発にあたり、EDF および TotalEnergies とのコンソーシアムに参加していると理解しています。プレスリリースに「環境、社会、ガバナンスに関する国際水準を順守します。また、本コンソーシアムは投資の実行前に必要な調査と手続きを厳密に行い、すべてのステークホルダーと緊密に連携して取り組んでいきます。」とも明記されています。そこで、私たちのこのダム事業に対する懸念について表明し、質問したく存じます。

**1. 2022年以降、パンダクワ巨大ダム事業の開発と建設に関連して報じられている人権侵害と物理的な安全侵害について確認を行っていますか。また、これらに効果的に対処するために住友商事はどのような対策をとっていますか。**

パンダクワダムによって主に影響を受けるコミュニティは、漁民、零細鉱山労働者、農民であり、彼らは日々の生活を漁業、牛、農業に依存し、あらゆるニーズを川の恵みに依存しています。ダム開発に関心のある国際的なパートナーや、潜在的資金提供者、企業が2022年8月ごろからこの地域を訪問し始めて以来、コミュニティのメンバーは、ダムについて批判を提起する人が脅威や脅迫に直面していると報告しています。

自分たちの法的権利について話し合う集まりに参加した地域住民は脅迫を受けたり、警察に呼び出されたりしており、地方政府は彼らの移動の自由を制限しようとしています。一部の地域住民は、ダムに関する地域集会から政府当局者によって締め出されるといったことも起きています。地元のコミュニティのリーダーが、首都マプトに研修に行ったという理由で警察に恣意的に拘留され、弁護士の付き添い・弁護を受ける権利が侵害されました。

**2. パンダクワダム事業は、アフリカ、特に生物多様性のホットスポットであるザンベジデルタで最も環境破壊的なダム事業の一つと考えられています。この事業に関連した環境リスクを特定し、防止するために住友商事はどのような対策をとっていますか。**

パンダクワダム事業は、ザンベジ川の流れに再び影響を与えるでしょう。ザンベジ川はすでにカリバや他のいくつかのダムを支えており、ジンバブエ/ザンビアの2,400メガワットのバトカ溪谷ダムなど、さらに多くのダムが建設されると予想されています。最も直接的な影響の1つは、ダムの下流の灌漑システムの破壊による生物多様性への影響です。

ダム建設による川への負担増加がザンベジ川デルタの水産養殖にも影響を与えます。ザンベジ盆地にある多数の既存および計画中のダムが多数ある中、パンダクワダム事業の累積的な影響が分析されていないことも大きな懸念です。デルタの後退、湿地の乾燥、大規模な浸食は、ザンベジ川沿いですで見られる目に見える影響の一部であり、パンダクワダムはこのシナリオを悪化させることに大きく寄与し、環境保護活動家が言うところの「千回の切り傷」を引き起こす可能性があります。

**3. 住友商事はこれまで市民社会団体、研究者、学者によって指摘された問題点をどのように考慮していますか?この事業に関連する今後の調査に関する委託条件は完全に一般に公開されるのでしょうか。**

前段階で事業に関与していた他の企業も、環境および社会への影響調査を実施しました。しかし、専門家、学者、市民社会団体によって、これらの研究にはいくつかの弱点と不正確さが指摘されて

おり、特に科学的厳密さが全体的に欠如していること、気候への影響が考慮されていないこと、ザンベジ川のさまざまなダム<sup>1</sup>の累積的な影響が評価されていないこと、地震リスクを適切に評価していないこと、地域社会へのあらゆる影響を考慮していないなどが含まれます。現段階では、政府は10年前に行われた既存の調査を更新することを考えています。住友商事は事業開始前に追加の独立調査を実施しますか？「はい」の場合、どの研究についてか詳しく説明し、これらの調査の委託条件を共有していただけますか？

**4. 住友商事は、事業設計に対する気候変動対策と地震対策が不十分なために、この事業でコストが超過するリスクを認識していますか。**

Richard Beilfuss 氏は2012年に「*アフリカ南部水力発電にとって危険な気候 (A Risky Climate for Southern African Hydro)*」と題した分析で、ザンベジのダムの水文学的リスクと影響を検討し、どのようなダム事業でも水力発電の設計と運営に気候変動のシナリオを組み込むことが非常に重要であると説明しました。ザンベジ川流域は、世界の主要河川流域の中で最も気候が変化しやすい地域の一つであり、降雨量の小さな変化が流出量の大きな変化を引き起こすため、流出量は気候の変化に非常に敏感です。

こういったシナリオが示されているにもかかわらず、パンダクワダムの事業設計に気候変動の観点<sup>2</sup>が組み込まれたことはこれまでありません。気候変動の観点が事業に適切に組み込まれたならば、コストが大幅に増加する可能性があります。また、ケープタウン大学の世界的に有名な地震学者であり、アフリカ南部の地震学のトップ専門家の一人と考えられている Chris Hartnady 氏は、パンダクワ計画で推定されている地震リスクについて懸念を表明しています。パンダクワダムに対する責任あるアプローチは、ダムの設定最大地震を慎重に決定することです。その場合、耐震性を考慮し必要以上に頑丈にダムを設計する必要があり、事業費用は増加する可能性が高いでしょう。

**5. 住友商事は、政府が地元のコミュニティに対し事業に関する情報を提供していないことを認識していますか。2,600人以上のモザンビーク人がモザンビーク議会に対し、パンダクワダム計画の中止を求める署名を提出していますが、認識していますか。**

地元コミュニティ、専門家、市民社会団体が長年この事業についての課題を明確に提起してきたにもかかわらず、とりわけ事業の最新段階における政府の戦略は、情報へのアクセスを妨害し、情報を操作する、または地元コミュニティを脅迫することでした。2022年12月には全ての課題が解決されるまで事業を進めるべきでない<sup>3</sup>と考える2,600人以上のモザンビーク人を代表して、JA!がパンダクワダム事業の中止を求める請願書を共和国議会に提出しました。この請願に対する決定はまだなされていません。加えて、2024年4月、コミュニティが事業の影響から守られる権利について政府に対し情報公開を求める請願書がマプトの行政裁判所に提出されました。請願はまだ進行中です。

6. このダム事業において、住友商事と TotalEnergies は契約上どのような関係にあるのでしょうか。また、住友商事は TotalEnergies の関与がさらなる人権侵害や社会紛争の一因にならないようにどのように対策される予定でしょうか。

TotalEnergies による事業で人権侵害と環境破壊に関する報道が相次いでいます。モザンビーク北部のカーボ・デルガードでは、TotalEnergies はガス事業に対し適切な人権デューデリジェンスを実施せず、また事業運営が人権に及ぼす影響に対処できず、その結果、地域社会の権利が侵害されました。TotalEnergies のガス事業によって移転を余儀なくされた家族で、十分な補償を受け取ることができなかつたり、遅れて補償を受け取るなどの事案もありました。TotalEnergies のガス事業とモザンビーク北部の暴力的反乱との関連性も広く議論されています。住友商事がどのような条件のもとで TotalEnergies および EDF と提携しているのか理解したいと考えています。

上記の懸念は、この事業に対する懸念のほんの一部にすぎません。この書簡に添付されている文書「モザンビーク・テテ州ザンベジ川で提案されているパンダクワ水力発電ダム事業に関する懸念の概要/概観」で、パンダクワダムのその他の問題点についてもご覧ください。

また、これまでに行われたパンダクワダムに関する調査の一部も添付します。それらはこの書簡で述べた懸念を裏付けるものです。

上記の質問に関しまして、11 月末をめどにご回答いただけますと幸いです。

どうぞよろしく申し上げます。

JUSTIÇA AMBIENTAL (JA!) Director of the Board Anabela Lemos  
FoE Japan 事務局次長 深草亜悠美  
CCFD-Terre Solidaire Advocacy Director Jean-François Dubost

**JUSTIÇA AMBIENTAL (JA!)**

Rua Willy Waddington, Bairro da Coop Nr. 102 – Maputo – Moçambique  
Contact: +258 823061275 / 843106010 / 21496668 ; E-mail: [jamo2010@gmail.com](mailto:jamo2010@gmail.com)

**FoE Japan**

1-21-9, Komone, Itabashi, Tokyo - Japan  
Contact: +81-3-6909-5983 ; E-mail: [info@foejapan.org](mailto:info@foejapan.org)